

衆議院経済産業委員会ニュース

平成 21.4.24 第 171 回国会第 10 号

4 月 24 日、第 10 回の委員会が開かれました。

1 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第 36 号）

- ・参考人から意見を聴取し、質疑を行いました。

（参考人）一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授 村上政博君

日本弁護士連合会独占禁止法改正問題

ワーキンググループ委員

出井直樹君

社団法人日本経済団体連合会経済法規委員会

競争法部会長代行

齋藤憲道君

全国電気商業組合連合会会長代行

北原國人君

- ・河村国務大臣（内閣官房長官）及び竹島公正取引委員会委員長に対し質疑を行い、質疑を終局しました。

- ・吉井英勝君（共産）が討論を行いました。

- ・採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

（賛成 自民、民主、公明 反対 共産）

- ・中野正志君外 2 名（自民、民主、公明）から提出された附帯決議案について、近藤洋介君（民主）から趣旨説明を聴取しました。

- ・採決を行った結果、賛成多数をもってこれを付することに決しました。

（賛成 自民、民主、公明 反対 - 共産）

（質疑者及び主な質疑内容）

（参考人に対する質疑）

清水 清一郎君（自民）

- ・独占禁止法に係る現行のガイドラインの内容について、小規模事業者の間には無力感や不満も生じており不安を感じるが、ガイドラインの在り方について各参考人の考えを聞きたい。
- ・競争当局に対する申告手続や差止手続、現状調査の要請等を個々の事業者にとって行う NPO を我が国で育成する必要があるのではないかと。

赤羽 一嘉君（公明）

- ・欧米ではカルテルなどに対する制裁金が非常に高額となっているが、本改正案中における課徴金算定率の水準についてどのように考えるか。
- ・審判制度を廃止して取消訴訟制度を導入した場合、中小企業にとっては訴訟費用が負担となることが予想されるが、どのように考えるか。

近藤 洋介君（民主）

- ・本改正案では課徴金の適用対象として、不当廉売及び優越的地位の濫用等が追加されているが、不当表示が

対象外とされたことについてはどのように考えるか。

- ・審判制度を廃止する場合、裁判所に専門の審判部を設置する必要性等、司法の体制の在り方についてどのように考えるか。

吉井 英勝君（共産）

- ・地域家電小売店が家庭用電気製品のメンテナンス等において果たすべき役割及び家電メーカーが地域ネットワークの再構築や小売店の経営基盤安定等のために果たすべき役割についてどのように考えるか。
- ・昨年の家庭用電気製品の差別対価に係る申告事案の処理状況では、家電メーカーに対する要請が行われたただけであった。量販店にも適切な対応がなされなければ、地域家電小売店のみならず家電メーカーにおいても問題は解決されないと考えるがどうか。

（政府に対する質疑）

太田 和美君（民主）

- ・平成 17 年の改正時には、構成要件規定の困難さ等により見送られた不正な取引方法を対象とした課徴金が本改正案には盛り込まれている。本改正案の提出にあ

たってどのような解決策を見出したのか。

- ・平成 15 年に改正された下請法の附則には施行後 5 年以内の見直し規定があるが、これまでの施行状況の総括及び現在検討している論点について聞きたい。

下 条 み つ 君 (民 主)

- ・平成 17 年改正時に違反防止の観点から独占禁止法の執行力強化がなされたが、公正取引員会に寄せられた相談件数は近年大幅に増加している。改正の効果は出ているのか。
- ・金融機関による貸し渋りが問題となっているが、公正取引委員会が作成した金融機関による不公正な取引方法に関するガイドラインの周知徹底を行うべきではないか。

吉 井 英 勝 君 (共 産)

- ・内閣府の独占禁止法基本問題懇談会における検討では、公正取引委員会の審判制度を維持すべきとの意見が多数であったにも関わらず、本改正案の附則では、審判制度を全面にわたって見直すこととされた理由を聞きたい。
- ・課徴金減免制度の対象事業者数の拡大は、カルテルや入札談合に加担した事業者の大半が課徴金減免を受けられるような事態を招き、制度の趣旨を損ねてしまうのではないか。